

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	補助率等	一事業あたりの交付限度額
土地建物の取得費又は改修費	50%	1名以上（U・Iターン者のみ） 750万円（3年間）  3名以上 1,500万円（3年間）
土地建物の賃借料		
事務機器等の取得費		
事務機器等のリース料		
通信回線料	100%	
U・Iターン者の新規雇用に対する費用	30万円／人	270万円 （1企業あたり最大9名まで）
子育て世帯（U・Iターン者）の雇用に要する費用	最大 50万円／世帯 ※U・Iターン者新規雇用への上乗せで、 1世帯につき、子1名の場合は、30万円。 2人目以降、10万円加算で3人目まで加算可能	450万円 （1企業あたり最大9世帯まで）
住居賃借料（12か月）	50%	180万円

備考 消費税等は除く。

別表第2（第3条関係）

補助対象経費の区分	補助金の額
土地建物の取得費又は改修費 土地建物の賃借料 事務機器等の取得費 事務機器等のリース料 通信回線料	(1) 1年目 土地建物取得契約等締結日又は着手日から事業開始1年後までに要した補助対象経費に対し、別表第1の補助率等に乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。） (2) 2年目・3年目 事業開始後1年（2年）の翌日から1年間に要した補助対象経費に対し、別表第1の補助率等に乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）
U・Iターン者の新規雇用に対する費用	事業開始から3年間に、新規雇用者におけるU・Iターン者の数に基づく別表第1の補助率等による額
子育て世帯（U・Iターン者）の雇用に要する費用	事業開始から3年間に、新規雇用におけるU・Iターン者の子育て世帯における別表第1の補助率等による額と、補助事業者が支援した経費のうちいずれか低い額
住居賃借料	事業開始から3年間のうちの12か月間に、新規雇用者（U・Iターン者）の住居賃借料で事業事業者が支援した経費に別表第1の補助率等に乗じて得た額

備考 補助金の額は1年毎に算定し、3年間の交付額の合計が一事業あたりの交付限度額を超えないこと